

平成19年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成19年8月2日（木）午後2時30分～

2 会 場 宇都宮市役所 14B会議室

3 出席委員

被保険者代表	横松 盛人 委員	半貫 光芳 委員	井上 尉央 委員
	鹿野 順子 委員	半田 和男 委員	吉澤 亜希子 委員
保険医・	五味渕 秀幸 委員	大和田 恒夫 委員	高橋 邦生 委員
保険薬剤師代表	小林 豊 委員	村山 茂樹 委員	
公益代表	櫻井 啓一 委員	荒川 恒男 委員	
	山崎 守男 委員	渡辺 政行 委員	
被用者保険代表	五月女 良一 委員	松本 利之 委員	

(以上17名)

4 欠席委員

被保険者代表	石井 万吉 委員	
保険医・保険薬剤師代表	中澤 堅次 委員	土川 康夫 委員
公益代表	笹野 美江子 委員	坂本 千代子 委員
	木村 由美子 委員	
被用者保険代表	入内澤 滋夫 委員	(以上7名)

5 出席職員

市民生活部長	菊池 芳夫	市民生活部次長	井澤 清久
国保年金課長	熊倉 基裕	国保年金課補佐	柄木 邦雄
管理グループ係長	小太刀 義夫	保険給付グループ係長	岩原 征示

保険税グループ係長 篠崎 龍夫 収納グループ係長 真分 則男

管理グループ総括主査 増山 計枝

6 会議録署名人 横松 盛人 委員 五味潤 秀幸 委員 (議長指名)

7 付議事項

報告第1号 平成18年度国民健康保険特別会計の決算状況について

報告第2号 平成19年度国民健康保険税の賦課状況について

報告第3号 平成20年度医療制度改革について

事務局より説明 —————

(開会 午後2時30分)

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、平成19年度宇都宮市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員改選後初めての会議でありますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

始めに、委員の皆様をご紹介申し上げます。会議次第裏面をご覧ください。

まず、被保険者を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、公益を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、事務局職員を自己紹介させていただきます。

(職員自己紹介)

本日は、委員改選後初めての会議であり、会長が選出されておりませんので、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により年長者を臨時議長として選出し、会議の進行をお願いすることになります。

臨時議長につきましては、五月女委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしようか。

【委 員】 「異議なし」の声

【事務局】 それでは、五月女委員に議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

【臨時議長】 それでは、私が会長選出までの間、議長を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

始めに、事務局から定足数について報告願います。

【事務局】 本日の出席委員数は17名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

【臨時議長】 次に、会長の選出に移ります。

選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 お手元の参考資料ご覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条により無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができると規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出

を行ってきたところであります。

【臨時議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出してよろしいか伺います。

【委 員】 （「意義なし」の声）

【臨時議長】 ご異議ございませんので、指名推薦とさせていただきます。

どなたか推薦をお願いします。

【委 員】 会長には「山崎委員」が適任かと思われますので、推薦いたします。

【臨時議長】 ただ今、半貫委員から「山崎委員」を推薦する旨の発言がございましたが、いかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【臨時議長】 ご異議ございませんので、本協議会の会長は、「山崎委員」に決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長が決定しましたので、これから進行につきましては、会長にお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 五月女委員ありがとうございました。

それでは、ただ今会長に選出されました山崎委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

【山崎会長】 ただ今、皆様方のご推举により会長に指名されました山崎でございます。

本日、皆様方には、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。

私も、これまでの議員の経験から、国民健康保険を取り巻く状況は、極めて厳しいものと認識しております。

特に、近年の急速な高齢化、医療技術の高度化等により医療費が増大する一方で、保険税収入は伸び悩んでおり、厳しい事業運営を強いられている状況にあります。

このような中にありますて、市民の皆様が安心して医療が受けられますよう、本協議会もその機能を十分に發揮して、本市国民健康保険事業が健全に運営できるよう努力していく必要があるものと感じております。

委員の皆様には、これまで以上のご支援、ご協力を願いいたしまして、会長就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございました。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、会議の進行につきましては、山崎会長にお願いいたします。

【議長】 始めに、会長職務代理者の選出を行います。

選出方法につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 会長職務代理者につきましては、会長の選出同様「公益を代表する委員の中から選出する」こととなっております。

また、選出方法につきましても、会長選出と同様、宇都宮市国民健康保険規則第15条により無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときには、指名推薦の方法を用いることができると規定されております。従来、この指名推薦の方法で会長職務代理者の選出を行ってきたところであります。

【議長】 ただ今、事務局から説明のありました会長職務代理者の選出につきまして、従来、指名推薦の方法により選出を行ってきましたので、指名推薦により会長職務代理者を選出することとしてよろしいかお諮りいたします。

【委員】 （「異議なし」の声）

【議長】 ご異議ございませんので、指名推薦により選出することといたします。
どなたか、推薦をお願いいたします。

【委員】 前年度、職務代理者をされておりました「笛野委員」を推薦いたします。

【議長】 ただ今、渡辺委員から「笛野委員」との推薦がありました、いかがでしょ
うか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【議 長】 ご異議ございませんので、会長職務代理者には、本日欠席ではあります「笹野委員」に決定いたします。なお、笹野委員は本日欠席されておりますので、事務局より連絡をお願いいたします。

それでは、議事に移りますが、まず、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外2名を議長が会議に諮ることになっておりますが、議長一任としてよろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【議 長】 ご異議ございませんので、「横松委員」と「五味渕委員」にお願いいたします。次に、「報告第1号 平成18年度国民健康保険特別会計の決算状況について」事務局に説明をお願いします。

【課 長】 （資料に基づき説明）

【議 長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【委 員】 先程議長の話にもありましたように、国保財政は大変に厳しく、被保険者も大変高い保険料を負担している中で、収納についても努力しているとは思います。そのような中で、合併などいろいろな理由はあったにしても、歳出の医療給付費は予算現額と決算額の乖離がかなりあるのではないかと思います。対予算額との割合では94パーセントですが、前年度も約7億円の差があったかと思います。

ご承知のように、今、新しい貧困と格差が広がっている中で、被保険者の中でも暮らしが苦しい人たちが増えていると思います。

そのような中で、もちろん保険者証なども資格者証や短期被保険者証が発行され、医者にかかりにくい状況も生まれていると思いますが、この乖離は、いわゆる診療抑制といいますか、医療を受けることを我慢をするというような現象の表れとして、このような数字が出てきているのでしょうか。

それとも、ほかに明確な理由があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【事務局】 給付費につきましては、インフルエンザ等の流行なども想定して、予算の段階では少し多めに組んでおります。また、鳥インフルエンザなどが流行りましたが、実際にはそれほど蔓延しなくて済んだことが給付費を下げた一因であると分析しております。

【委 員】 鳥インフルエンザなどについても、毎年そのような想定をして予算を組んでいると思います。そういう点では昨年もそのようなものが含まれている中で、河内町などの分は入りませんが、平成17年度も約7億円の乖離で済んでいます。今回については、いろいろと内訳はあるにしても、約16億円も乖離があり、インフルエンザを想定していたことで差が出たということでは説明しきれないのではないか。

【事務局】 昨年の10月から70歳から74歳以下の前期高齢者につきまして、従来は自己負担割合が2割になっておりましたが、これが3割に引き上げられ、その分国保の負担が減りましたので、それも給付費が減った要因であると考えております。

【委 員】 そのようなことは当然織り込んで予算を作っていると思いますので、私はそれだけではこの問題を説明しきれないのではないかと思います。そういう点でも、市民の健康を守ることが国民健康保険の役割なのですから、市民の置かれている、かかりたいのに我慢をしているといった状況についてきちんととした把握をして、きちんと対応するべきだと思います。私の聞いた中でも、診療抑制がかなり出ているようですが、実際にはそういうことも影響が出ていないと自信をもって言えるのでしょうか。そのあたりは、もう少し分析をしなければ分からぬのでしょうか、レセプトの状況を分析した上で、診療抑制は起きていないということであれば私も安心なのですが、そのような分析なしに、この乖離は説明できないのではないかと思いますが、もう一度回答をお願いします。

【事務局】 先程お答えしたことに追加を申し上げますと、平成18年の4月から診療報酬の約3パーセントの引き下げが行われました。これも一つの要因になっていると思います。

【委員】 私は、いろいろな事情があるにしても、予算を大きく組むということは、それだけ保険料を高く見るということになり、それが被保険者に保険料として跳ね返ってくると思います。そういう点では、この乖離に対する説明では納得できません。やはり今、市民の中に診療抑制が起きているのかどうか、これだけ乖離のある数字がでてきてているのだから、もう少し踏み込んで、きちんと実態を把握してもらいたいということを要望いたします。

【議長】 よろしいでしょうか。

それでは、この件は報告事項でありますので、この辺でご了承をいただきたいと思います。

次に、「報告第2号 平成19年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局に説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【委員】 国の税源委譲により、所得税から住民税に移されたことによって、住民税の額が変わってきたと思いますが、国民健康保険税には影響はあったのでしょうか。

【事務局】 市民税は税率が変わりましたが、国保税については算出上の影響はありません。

【委員】 住民税では、今までからなかった人がかかったり、年金生活者の税金が上がったりといったことが聞こえてきますが、国保税については平成17年、平成18年と何も変わったことはなかったのでしょうか。

【事務局】 税制改正によりまして、所得税では、従来は年金について140万円の控除がありました。これが120万円になりました。この特別控除を3年間で縮減させようという経過措置が設けられましたが、平成19年度はその2年目にあたり7万円の控除ということで、平成18年は13万円だったので、6万円の差があり、その差に基づく税額の増加がありました。影響はそれだけだと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 軽減額の内訳のところで、2割軽減については申請をして軽減が実現するわけですが、前年度ではハガキを送っていますが、お年寄りなどにはそれが分からなくて、そのままにしていることが多いわけです。そのような対象者に対して、前年度は85パーセントでしたので、15パーセントの人たちは安くなるものが安くならずに、低所得にも関わらず払っているという状況がありましたが、これに関しては、対象世帯に対してどのような手を打ったのか伺います。

【事務局】 2割軽減につきましては申請をしていただくことになりますが、平成18年度につきましては、努力をいたしまして90.3パーセントとかなり伸びているところであります。19年度につきましても、今まで前年度を上回る申請が来ており、これからも申請していない方には、8月に手紙を出して申請を出していただけるよう積極的に働きかける予定であります。

【議長】 ほかにありませんか。

それでは、この件につきましても報告事項でありますので、この辺でご了承をいただきたいと思います。

次に、「報告第3号 平成20年度医療制度改革について」事務局に説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【委 員】 これからのことということで、まだ分からぬこともいくつかあるとは思いますが、特にこの2番の特定健診・特定保健指導について、これは本年度までは健康増進課で、基本診査や肺がん健診などを行ってきたところですが、この基本診査が本年度でなくなり、特定健診として国保年金課に移るわけです。先程の報告第1号で、保健事業費の中に人間ドック、脳ドック、健康診査助成がありますが、これから特定健診が始まった場合に、今まであった健診の補助とどういった関連性を持たせるのかということ、もう一つは、現在、国でパブリックコメントを実施している最中で、8月下旬に結果が出るということですが、だいたい結果は分かりますが、一応は分かつた時点でこの会議にかけるということを私も以前から聞いていますが、その時またこの会議を開くのかということ、健診項目についてはある程度決まっているのですが、費用をどう考えているのか、保健指導についても概要は出来ているかとは思いますが、費用についてどのように考えているのかお聞かせ願いたい。

【事務局】 ただ今ご質問のありました人間ドックと健診費用との関係ですが、特定健診の項目と人間ドックの項目では、人間ドックの項目の方が多いので、人間ドックを行うことによって特定健診の検査項目がカバーされるということであれば、特定健診については、人間ドックを受診すれば特定健診を受診したことになるという国の見解であります。

国保年金課といたしましては、今までの人間ドック等の推移もあり、現在もこれらに補助を行っておりますので、今後のあり方については、課内で検討をしているところであります。

パブリックコメントについてでありますが、国では8月1日に終えまして、8月末の発表を予定しており、それから特定健診等の項目が出されます。それを受けまして私どもでは、国が示す項目を基本的な形として、保険者として実施していきたいと考

えております。

特定健診の費用等につきましては、現在、国では8月末を目途に概算要求をしていくということなので、3分の1がどの部分の補助になるのか全く示されておりません。そのような中で、私たちも、特定健診の項目についてどれくらいの費用がかかるのか今のところ全く積算ができない状況にあります。これにつきましても、国の状況を見ながら、今後詰めていきたいと考えております。

【委 員】 特定健診の項目につきましては、だいたいは皆さんご存知だと思います。

現在の日本人の死因の第1位はがんですが、栃木県の場合は脳卒中が一番多いわけです。勿論、生活習慣病もあり健診項目が増えると保険料率にはね返るというということをお話しされるのでしょうかけれども、全国平均の項目からローカルな特色のある項目が多少増えてもいいのではないかと思いますので、それについて要望します。

【委 員】 この運営協議会で方針を決めていくことが出来るのだとしたら、ぜひ細かいところまで情報を開示していただき、我々に知らせていただきたいということと、事務局でプランニングするときに、机上の空論にならないように気をつけていただきたい。具体的に言いますと、今度この特定健診の方法になることによって、糖尿病になる患者さんを減らす、それによって医療費を減らすことが目的だということですが、実際には中々保健指導によって対象者が生活習慣を改善していくことは難しいということです。実際に評価するときに、思ったような効果が出ることはそうはないと思いますので、その際に机上の空論にならないように気をつけていただきたい。

もう一つは、國の方針として特定健診の受診率を65パーセントくらいに予定していますが、今でも基本健診の集団健診と個別健診を合わせても44.6パーセントくらいで、個別健診はそのうちの30パーセントで、医療機関でも受けさせていただく努力をした上でもこの数字なので、この65パーセント自体が机上の空論に近いと思っています。ただ、その際に受診の機会を減らすような施策は、いくら国が言ったとして

もどらない、具体的には、項目を減らして受診させ、次のステップでまた受診させる
ような方法では、なかなか受診しないと思います。ですから、今、〇〇委員から申し
上げましたように、1回の受診ができるだけ多くの情報を得て、それを基に保健指導
をしていくような体制をぜひ整えていただきたいと、医療の現場では考えているところです。それで、国の特定健診・保健指導は我々現場から見るとかなり空論に近く、
それがそう簡単にはいかないと思いますが、実際にいろいろな立案をするときに社会
保障の切捨てにならないように気をつけていただきたい。これは要望です。

【議長】ほかにありませんか。

それでは、この件につきましても報告事項でありますので、この辺でご了承をいた
だきたいと思います。

本日の案件は全て終了いたしましたので、次に「その他」に移ります。

委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(特になし)

それでは、事務局のほうから何かありますか。

【事務局】今後の国民健康保険運営協議会の開催予定につきましては、先程報告事項の
中で申し上げましたとおり、国の詳細が決まり次第早急に予定を組みまして、現在の
見通しの中では8月末ということですので、それを踏まえまして9月下旬あたりには
開催したいと考えております。その際には委員の皆様には早めにご通知差し上げたい
と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長】それでは、本日の案件は、全て終了いたしましたので、本日の会議は終了さ
せていただきます。

長時間熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。

【事務局】以上をもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 午後 4 時 10 分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長

委員

委員